

兵庫県条例第14条、第20条関係（別表1）

土砂に含まれる物質	基 準	
	土砂等に水を加えた場合、溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液 1 ℓ/カドミウム0.01mg以下	土壌 1 kg/カドミウム150mg以下
六価クロム化合物	検液 1 ℓ/六価クロム0.05mg以下	土壌 1 kg/六価クロム0.05mg以下
2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	検液 1 ℓ/0.003mg以下	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されない	土壌 1 kg/遊離シアン50mg以下
N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオヘルカルブ又はベルチオカーブ)	検液 1 ℓ/0.02mg以下	—
四塩化炭素	検液 1 ℓ/0.002mg以下	—
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ℓ/0.004mg以下	—
1, 1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリテン)	検液 1 ℓ/0.02mg以下	—
シス-1, 2-ジクロルエチレン	検液 1 ℓ/0.04mg以下	—
1, 3-ジクロロプロペン (別名D-D)	検液 1 ℓ/0.002mg以下	—
ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	検液 1 ℓ/0.02mg以下	—
水銀及びその化合物	検液 1 ℓ/水銀0.0005mg以下。かつ、検液中にアルキル水銀が検出されない	土壌 1 kg/水銀15mg以下
セレン及びその化合物	検液 1 ℓ/セレン0.05mg以下	土壌 1 kg/セレン150mg以下
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ/0.01mg以下	—
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	検液 1 ℓ/0.006mg以下	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ℓ/ 1mg以下	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ℓ/0.006mg以下	—
トリクロロエチレン	検液 1 ℓ/0.03mg以下	—
鉛及びその化合物	検液 1 ℓ/鉛0.01mg以下	土壌 1 kg/鉛150mg以下
砒素及びその化合物	検液 1 ℓ/砒素0.01mg以下	土壌 1 kg/砒素150mg以下
ふっ素及びその化合物	検液 1 ℓ/ふっ素0.8mg以下	土壌 1 kg/ふっ素4,000mg以下
ベンゼン	検液 1 ℓ/0.01mg以下	—
ほう素及びその化合物	検液 1 ℓ/砒素0.01mg以下	土壌 1 kg/ほう素4,000mg以下
ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)	検液中にシアンが検出されない	—
有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニチオベンゼンホスホネイト (別名EPN) に限る)	検液中にシアンが検出されない	—
ダイオキシン類	—	土壌 1g/1,000pg-TEQ以下

備考 1測定方法は、知事が定める想定方法による。

2ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第2条1項に規定するダイオキシン類

3ダイオキシン類に係る値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする